

CAN DO



“可能性への挑戦”

第69号



金田会計事務所通信

【 闘いは永遠 】

世界的前衛芸術家、草間彌生の故郷にある松本市立美術館に彼女の展示品を見に行きました。『天国への梯子』などの展示物には光と闇、空間がうまく利用され、その創造性と発想力には驚かされました。松本市へおいでの際は必見です。

若手税理士の勉強会にて、先輩である私たちに令和6年から完全施行される電子帳簿保存法の取り組みについての質問がありました。私は現在の準備状況と段階的な計画を説明しました。しかし、驚くことに他のメンバーの多くが、再度延長されるとか、今の状況ではできるはずがないとか、あるいは法案をぶっ潰すとか、完全否定の発言をしたのでした。そこそこの経歴、事務所規模、さらに近畿税理士会の執行部にある立場の者までがそんな考えを持っているとは意外でした。後日、他の積極派の2人と会ったとき、「若手の前であの発言はいかん。」などと批判し今後の勉強会のあり方を話し合いました。

いろいろな考え方があるでしょうが、現在の日本の生産性が世界に比べてデジタル化などで劣っていることはコロナ騒動を例にとらなくともはっきりとしています。古き習慣にしがみつき、新しいものを拒む姿勢は戒めなければなりません。自分はいかかもしれませんが、これからの世代の人やお客様のため、そして従業員の給与も上げていかなければならない責任ある立場の者は真剣に考えなければなりません。

資金も能力も人的パワーも不足している中でこれからもずっと努力し続けるにはつらいものがあります。美術館に書かれていた草間彌生の『闘いは永遠』という言葉が目にとまりました。『本当にそうだなあ。』



金田 康良

2022年 10月

インボイス制度の準備は出来ていますか？

令和5年10月1日に消費税に関する「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が始まります。

この制度では、**事前に登録した事業者のみ**がインボイスを発行できます。

まずは、適格請求書発行事業者に登録申請を行う必要があります。

期限は令和5年3月31日までで、それまでに申請するとインボイス制度開始までに登録が間に合います。

★免税事業者の方へ★

適格請求書発行事業者は、課税事業者しかなることができません。適格請求書発行事業者の登録申請の選択にあたっては、課税事業者になることによる単純な消費税の納税額の増加だけでなく以下の点からも検討のうえ、提出の可否を判断する必要があります。

- ◇ 取引先が一般消費者かどうか。
(一般消費者との取引しか行わない場合には、適格請求書の発行は求められません。)
- ◇ 取引先が事業者である場合には、相手先から適格請求書発行事業者になることの要請があるかどうか。
- ◇ 取引先が事業者である場合には、取引価格に影響が出る可能性がないか。

※留意点※

課税事業者でなければ、適格請求書発行事業者の登録を受けることができません。そのため、免税事業者は登録を受けるために「課税事業者選択届出書」を提出する必要があります。ただし、令和11年9月30日の属する課税期間までは経過措置により課税事業者選択届を提出せずに、登録開始日から課税事業者になることも可能です。

適格請求書発行事業者への登録は任意ですが、インボイスを発行する際には、登録が必要となります。



◆ Tから始まる13桁の登録番号が取得できたら、必要な取引先へ通知してください

インボイスを発行する際は、必ずこの取得した登録番号を記載します。

登録番号が記載されていない請求書はインボイスの要件を満たさないため、取引先は仕入税額控除を適用することができません。事前に登録番号を通知しておくことで、取引先はこの会社にインボイスの発行を求められることができるという確認ができるようになります。

◆ 請求書がない取引は？

家賃のように、取引の都度、請求書等の書類が発行されない取引（毎月引落の取引等）の場合は、契約書にインボイスの記載事項が書かれていることが求められます。

既存の取引については、契約書を確認し記載されていない場合は契約書を再締結したり、覚書を交わしたりなどして記載事項を補ってください。

◆ 社内経費についてのインボイス

令和5年10月からは仕入だけでなく、支払った経費についても仕入税額控除の適用にインボイスの保存が求められます。

役員や従業員が会議や接待で支払った飲食代、タクシー代、消耗品の購入など様々な経費の支払いが発生します。これらの経費についても金額に関係なく原則インボイスが必要となります。

インボイスがなければ、原則、仕入税額控除を適用することができません。

受け取った領収書やレシート、請求書などがインボイスの記載事項を満たしているかのチェックも必要です。

しかし、簡易インボイスやインボイスの発行が免除されている場合もあるため注意してください。

◆ 簡易インボイス

顧客が不特定多数である一定の事業者はインボイスに代えて簡易インボイスを発行できます。

簡易インボイスも仕入税額控除に必要なインボイスに含まれますので、通常のインボイスと同様に保存してください。

【簡易インボイスを発行できる事業者】

- ・小売業
- ・飲食店業
- ・写真業
- ・タクシー業
- ・旅行業
- ・駐車場業（不特定多数対象）
- ・その他これらの事業に準ずる事業で不特定多数の者に資産譲渡等を行う事業



以下の場合にはインボイスの発行義務が免除されていますので、帳簿の保存のみで仕入税額控除が適用できます。

◇ **インボイスの発行が免除されている**

- バス、電車、船舶など公共交通機関による3万円未満の旅客の運送
- 自動販売機における3万円未満の販売
- 郵便切手を貼って郵便ポストに差し出された場合の郵便サービス



◇ **インボイスの回収・保存が難しい経費**

- ・ 入場券等（インボイスの記載事項を満たす）で使用の際に回収されるもの
- ・ 従業員に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当、通勤手当など

<参考文献>

※過去のインボイス制度に関する記事

- ・ CANDO 第53号
- ・ CANDO 第65号



◆ **終わりに**

取引先が適格請求書発行事業者でない場合（個人や免税事業者である場合など）は、インボイスの発行を依頼できず、原則、仕入税額控除が適用できません。
特に交際費などで生じやすい仕入税額控除ができない支払についてご注意ください。

（文責：戸田）

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 イワタニ第二ビル10階

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : info@kaneda-kaikai.com URL : http://kaikai.asia/